

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和4年7月26日（火） 号外第52号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (22) (水産振興課) . . . . . 3
-------	---

———公布された規則のあらまし———

◇鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 新たに整備された研修室等の利用に係る使用料の減免基準を定める。
- (2) 売買取引の条件について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
- (3) 施行期日は、令和4年8月1日とする。

# 規 則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第22号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則（昭和57年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(売買取引の条件の公表)</p> <p>第30条 卸売業者は、次に掲げる事項について、<u>インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第42条 条例第17条の使用料の減免は、水産物の流通の合理化を図るため知事が特に必要と認めたときに限り行うことができる。<u>ただし、条例別表に掲げる研修室、調理実習室、学習室及び会議室の利用に係る使用料の減免については、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）第15条各号（第7号を除く。）のいずれかに該当するときに限り行うことができる。</u></p>	<p>(売買取引の条件の公表)</p> <p>第30条 卸売業者は、次に掲げる事項について、<u>卸売場に掲示しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第42条 条例第17条の使用料の減免は、水産物の流通の合理化を図るため知事が特に必要と認めたときに限り行うことができる。</p>

### 附 則

この規則は、令和4年8月1日から施行する。